3　前項の規定により新電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第七十四条　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七十五条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「第二十条第三項若しくは第五項」を「第二十条第二項」に改める。

（平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の一部改正）

第七十六条　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「事業及び」を「事業並びに」に改め、「第八十五条第四項」の下に「及び第六項」を加え、「財政上の」を削る。

（原子力損害賠償支援機構法の一部改正）

第七十七条　原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「次号において「」を「以下この号及び次号において「」に、「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に、「同項」を「原子炉等規制法第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第七十八条　原子力損害賠償支援機構法の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改め、同項第二号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の一部改正）

第七十九条　東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第八十条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

附則第十五条のうち経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第八十一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正）

第八十二条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「行った同法」の下に「第二十七条の四第一項又は同法」を加える。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　削除

（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十三条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「公正取引委員会委員長」の下に「、原子力規制委員会委員長」を加え、同項第三号中「第四十一号までに掲げる者」の下に「（原子力規制委員会委員長を除く。）」を加える。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第八十四条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」を「第二十条第二項」に改め、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

第二十七条中「環境省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第七十二条中「及び運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則」に、「又は運輸安全委員会の」を「、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の」に、「又は運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第八十五条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十三条」を「第二百七十三条の二」に改める。

第十三章中第二百七十三条の次に次の一条を加える。

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第二百七十三条の二　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。